

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の完了

土地の用途廃止

道路の区域の変更

道路の供用の開始

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 正 誤

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先
整形外科	大賀美利雄	倉吉市明治町一〇三二の五 北岡病院
外科	田川和光	"
(外) じん臓に関する医療科	吉野保之	鳥取市吉方温泉三丁目七〇一 鳥取県立中央病院
(内) 泌尿器科	谷口充	倉吉市上井一丁目一三 谷口病院
(内) 内科	平田幸正	米子市西町三六の一 鳥取大学医学部附属病院
(小) 小児科	石原國	"
(小) 小児科	木村浩	"
(外) 外科	林千尋	"
(外) 外科	原宏	"
(泌) 泌尿器科	後藤甫	"
()	池田嘉之	"
()	石田晤鈴	"
()	佐藤暢	"
()	高木雅矩	"

鳥取県告示第七百五十九号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	居 住 地
外 科	稲 賀 幸	境港市上道町九二六

鳥取県告示第七百六十号

佐治村長上田禮之から申請のあつた細尾地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月六日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年七月二十日付で西伯郡西伯町大字徳長八七番地藤原政義ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(法勝寺地

区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(法勝寺地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十二号

昭和四十七年九月七日付で大山町長から申請のあつた土地改良(種原地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十三号

昭和四十七年九月一日付で中山町長から申請のあつた土地改良(報国地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十四号

昭和四十七年九月十一日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(日吉津地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十五号

昭和四十七年九月十一日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(今吉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、オケ崎共同施行委員長山協明から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
オケ崎地区農道整備事業	昭和四十六年十一月十三日

鳥取県告示第七百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨

の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
泰久寺地区農道舗装事業	昭和四十七年三月二十日
鳴ヶ丘地区農道舗装事業	昭和四十六年三月二十五日
広瀬ヶ平地区農道舗装事業	昭和四十五年九月三十日

鳥取県告示第七百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
天神野地区かんがい排水事業	昭和四十七年三月二十日
谷地区老朽ため池補強事業	昭和四十七年二月十日

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
三保地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十日
杉下地区かんがい排水事業	昭和四十四年十二月二十五日
福永地区農道整備事業	昭和四十五年十月三十日
野井倉地区農道整備事業	昭和四十六年十月十四日
東峯地区農道舗装事業	昭和四十五年八月二十日
西峯地区農道舗装事業	昭和四十六年八月二十四日

鳥取県告示第七百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
島地区農道整備事業	昭和四十七年二月十日
曲地区老朽ため池補強事業	昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県告示第七百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の

規定に基づき、大栄町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
原地区かんがい排水事業	昭和四十七年三月二十日

鳥取県告示第七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
国実地区農道整備事業	昭和四十六年三月二十日
松ヶ丘地区農道舗装事業	昭和四十七年三月二十五日
高野第二地区農道舗装事業	昭和四十七年三月二十日
湯坂地区農道舗装事業	昭和四十六年七月十七日
高野地区農道舗装事業	昭和四十七年三月二十日
西宮地区農道舗装事業	昭和四十六年七月三十日
松ヶ丘地区老朽ため池補強事業	昭和四十六年三月二十五日

鳥取県告示第七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、天神野土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
長尾地区かんがい排水事業	昭和四十六年三月二十日

鳥取県告示第七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、羽合土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
羽合浜地区農道舗装事業	昭和四十七年二月二十五日
長瀬地区農道舗装事業	昭和四十七年二月二十三日

鳥取県告示第七百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の

規定に基づき、野花共同施行委員長山田忠義から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

野花地区農道整備事業	土地改良事業の名称	工事完了年月日
		昭和四十五年十一月二十日

鳥取県告示第七百七十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	八頭郡若桜町大字中原字上西田五一六番地先から同町大字中原字上西田四九八番三地先まで	一一・七二	道路敷
	八頭郡若桜町大字中原字上西田五一六番地先から同町大字中原字上西田五〇五番一地先まで	四・八四	水路敷

鳥取県告示第七百七十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	八頭郡河原町大字河原字五反田七八番二地先から同町大字河原字五反田八二番九地先まで	一九・九八	道路敷

鳥取県告示第七百七十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	気高郡気高町大字浜村字向田五番一地先から同町大字浜村字向田六番一地先まで	一〇五・六三	道路敷
	気高郡気高町大字浜村字向田七番二地先から同町大字浜村字向田八番五地先まで	一〇二・三〇	水路敷

鳥取県告示第七百七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	米子市車尾字倉敷東一三三二番五地先	六・二三	水路敷

鳥取県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	如来原倉吉線	東伯郡関金町大字野添字笹ヶ平ル四六七の先から同町大字堀字名子平二六七一の先まで	変更前 三〇〇・〇 変更後 九二〇・〇	三〇〇・〇 九二〇・〇	一一、五二四・〇 一一、五二四・〇

鳥取県告示第七百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	如来原倉吉線	東伯郡関金町大字野添字笹ヶ平ル四六七の先から同町大字堀字名子平二六七一の先まで	昭和四十七年十月十二日

鳥取県告示第七百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する進路の位置を昭和四十七年十月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湯所町二丁目一〇九日ノ丸不動産有限公司 代表取締役 大石 音蔵	鳥取市大杓字横長二六九ノ五の 一部、二六九ノ六、二六九ノ 七、二六九ノ八、二六九ノ九、 二六九ノ一〇、二六九ノ四三、 二六九ノ五〇、二六九ノ五〇地 先水路	幅員 四・三五メートル 四・〇〇メートル 延長 一四九・七〇メートル

正 誤

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(昭和四十七年九月鳥取県規則第六十四号) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

一 鳥取市秋里地内潮止めえん堤
上流端から上流三メートル、
十下流五十メートルの区域

鳥取市秋里地内潮止めえん堤
上流端から上流三十メートル、
下流五十メートルの区域

一〇二 八頭郡河原町大字渡一木大井
手かんがい用えん堤上流端か
上流五十メートル、下流百
メートルの区域

八頭郡河原町大字渡一木大井
手かんがい用えん堤上流端か
ら上流五十メートル、下流百
メートルの区域

二 米子市古豊千米川えん堤(米
子市観音寺側を含む。)上流
端から上流三十六メートル、下
流三百六十メートルの区域

米子市古豊千米川えん堤(米
子市観音寺側を含む。)上流
端から上流三十六メートル、
下流三百六十メートルの区域